

倉吉市障がい者プラン（概要）

計画期間

障がい者計画：令和6年度～令和14年度（9年間）
障がい福祉計画・障がい児福祉計画：令和6年度～令和8年度（3年間）

計画の位置づけ

障がい者計画
（障害者基本法第11条第3項）

国の第5次障害者基本計画をもとに障がい者施策全般にかかる理念や方針、目標を定めたもの。

障がい福祉計画
（障害者総合支援法第88条）
障がい児福祉計画
（児童福祉法第33条の20）

国の基本指針を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制確保に関することを定めたもの。

3つの計画を包含する一体的な計画として「倉吉市障がい者プラン」を策定。
また、読書バリアフリー法に基づく「倉吉市視覚障がい者等の読書環境の整備推進計画」を内包。

基本理念

共に生きる社会の構築

障がい者計画

基本的な方向性

- (1) 人権の尊重
- (2) 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障がい者特性等に配慮した継続的な支援
- (5) バリアフリー化の推進と情報アクセシビリティの向上
- (6) 連携による計画的な取組の推進

分野別施策

(1) 生活支援

①相談支援体制の充実・強化等 ②在宅サービス等の充実 ③障がい児支援の充実
④重度障がい児者の支援強化 ⑤福祉用具の普及及び利用支援

(2) 保健・医療

①保健、医療の充実、福祉サービスの連携 ②精神保健・医療の提供等 ③障がいの原因となる疾病等の予防、治療

(3) 安心・安全

①地域防災体制の充実

(4) 情報アクセス・コミュニケーション支援

①情報提供の充実等 ②意思疎通支援の充実 ③情報アクセシビリティの向上 ④読書バリアフリーの推進

(5) 生活環境

①公共施設等のバリアフリー化の推進 ②公共交通機関のバリアフリー化の推進
③あいサポート運動の推進

(6) 雇用・就業

①障がい者雇用の促進 ②障がい特性に応じた就労支援 ③物品等の優先調達への推進

(7) 教育・文化・芸術活動・スポーツ

①学校及び保育所等との連携 ②障がいに対する理解促進 ③文化・芸術活動・スポーツの支援

(8) 差別解消・権利擁護

①障がい者差別の解消の推進 ②障がい者虐待の防止 ③権利擁護の推進

(9) 行政サービス等の合理的配慮

①窓口等の配慮 ②職員研修

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

数値目標/成果目標

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実 (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 発達障がい者等に関する支援
- (7) 相談支援体制の充実・強化等
- (8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- (9) 情報バリアフリー化の推進

障害福祉サービス等の見込量

- (1) 訪問系サービス
- (2) 居住系サービス
- (3) 日中活動系サービス
- (4) 相談支援
- (5) 障害児通所支援・障害児相談支援
- (6) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

地域生活支援事業の見込量

- (1) 相談支援事業
- (2) 成年後見制度利用支援事業
- (3) 意思疎通支援事業
- (4) 手話奉仕員養成事業
- (5) 日常生活用具給付等事業
- (6) 移動支援事業
- (7) その他事業（訪問入浴、日中一時など）